

2020年4月20日

日本公認会計士協会
会長 手塚 正彦

当協会定期総会の開催延期について

当協会は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴う政府等による緊急事態宣言の発令を踏まえて、国民の生命の安全を最優先に考え、政府及び地方自治体の要請等に従った適切な行動を取るべく対応を進めています。

具体的には、出勤の70パーセント以上削減という目標を達成するために、事務局職員の在宅勤務を促進しています。委員会等の会議についても、不要・不急のものは延期するとともに、必要な会議については、原則としてWeb会議、電話会議等の方法を採用することによって、出勤・来会に要する移動の極小化と、人と人との接触の抑制に努めています。

一方で、当協会の決算作業や総会準備作業を当初予定した日程に従って進めるには、経理部門や総務部門を中心として、職員に対して、相当の期間にわたって平時に近い出勤を求める必要が生じますが、当協会は、職員の健康を守ることを優先し、現在、経理部門及び総務部門の職員にも極力在宅で勤務することを求めています。このため、決算作業及び総会準備作業に遅延が生じており、予定している7月中の定期総会の開催が極めて困難になることが見込まれております。

会員各位におかれては既にご承知のとおり、当協会は、政府の緊急事態宣言の発令を受けて2020年4月7日に発出した「緊急事態宣言の発令に対する声明」において、大きな制約に直面している企業決算の現場と監査の現場の状況に鑑み、有価証券報告書の提出期限及び定時株主総会の開催時期を一律に延期することが可能となる対応が必要であると表明したところです。まさに今、当協会においても、同様の対応を検討する必要が生じています。

かかる状況に鑑み、当協会の定期総会の開催時期についても、2カ月程度延期することとする予定です。会員及び関係する皆様には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、延期する場合の具体的な対処については、今後適宜ご案内いたします。

以 上